

入札（見積）結果調書

令和 4 年度

契約番号	第36-21-00263号		
件名	真駒内南町ポンプ場ポンプ井清掃業務		
入札(見積)年月日	令和 4年 10月 12日	午前 9時 30分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	総価：1,210,000円 単価：19,445円 <small>入札(見積)価格に10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	主管課	36配水センター
		最低制限価格	
工種(業種)	290その他		円
落札(決定)業者	60000003790 (株)公清企業		

入札（見積）経過

(単位：円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
(株)公清企業	総価：1,100,000円 単価：17,678円						落札
(株)大伸	総価：1,150,000円 単価：18,482円						
北海道衛生工業(株)	総価：1,300,000円 単価：20,892円						
(備考)							



入札（見積）結果調書

令和 4 年度

契約番号	第74-21-00223号		
件名	給配水モニタ携帯電話回線化に係る水質情報管理システムソフト改修業務		
入札(見積)年月日	令和 4年 10月 12日	午前 9時 30分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	2,332,000 円	主管課	74 水質管理センター
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000052491 (株) エヌ・ティ・ティ・データ北海道		

入札（見積）経過

(単位：円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第 1 回	最低金額	第 2 回	最低金額	第 3 回	最低金額	
(株) エヌ・ティ・ティ・データ北海道		2,120,000					決定
(備考)							



業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 給配水モニタ携帯電話回線化に係る水質情報管理システムソフト改修業務
- 2 事業者名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道
- 3 特定理由

水質情報管理システムは、自動水質監視装置で測定された水源・給配水等の様々な水質情報を収集・データベース化し、これらを情報処理することにより、常時水質監視等を行うシステムである。

上記業務は、令和4年度実施の自動水質監視装置（給配水モニタ）の携帯電話回線化工事により、本システムのデータ収集経路が変更されることに伴い、本システムのソフトウェアの改修を実施するものである。

本システムのソフトウェアは当該業者が本市用に製作したものであり、著作権法で保護されている。そのため、本システムのプログラム構造は当該業者以外には知りえない情報である。

さらに、本システムに不具合が生じた場合には常時水質監視ができなくなり、水質管理に影響を与えるおそれがあるため、本システムの不具合発生時においては、迅速かつ信頼性における復旧作業を行う必要がある。

従って、上記業務は本システムについて熟知・精通している当該業者しか行うことはできない。

- 4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 高区配水施設計装設備点検業務
- 2 事業者名 美和電気工業株式会社 北海道支社
- 3 特定理由 本業務の対象となる計装設備は、配水池・ポンプ場・配水幹線の配水量・水位等を計測し、運転制御及び配水情報管理システムによって監視するものであり、高区配水施設の運用に必要不可欠な重要な設備である。
当該業務は、製造メーカーの技術基準に基づいた点検、調整、良否判断を求めており、製造者が保有するシステム独自の設計データがなければ、機能診断及び劣化診断における良否判断が不可能である。
標記業者は保守・サービス対応等の維持管理業務を移管されている唯一の代理店である。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定することといたしたい。

記

- 1 件名 あいの里北公園ほか緊急貯水槽遮断弁
点検整備業務No.5-6402
- 2 業者名 株式会社 栗本鐵工所 北海道支店
- 3 特定理由 本業務は、緊急貯水槽に設置している緊急遮断弁の点検整備を行うものである。緊急遮断弁は、緊急貯水槽として機能するために必要不可欠な設備であり、緊急時において確実に作動するよう点検整備を実施する必要がある。
本業務の対象機器は、(株)栗本鐵工所が開発したものであり、専用部品や点検整備に必要な技術資料は開発業者の仕様となっており、一般に公開していない。
以上のことから、上記業者は当該業務を的確に行える唯一の業者であるため特定するものである。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。